

極 秘

10

非
公
式
1

第 6 次 日 韓 全 面 会 談 の 一 般 請 求 権
問 題 非 公 式 会 談 (第 1 回) 記 録

3 7 . 2 . 6
北 東 ア ジ ア 課

1. 一 般 請 求 権 小 委 員 会 第 9 回 会 合 の 決 定 に 基
づ く 一 般 請 求 権 問 題 に 関 す る 非 公 式 会 談 は、
本 6 日 午 後 3 時 か ら 約 4 0 分 間 外 務 省 2 3 4
号 室 に お い て 次 の と お り 双 方 関 係 者 出 席 の 下
に 開 催 さ れ た。

日 本 側 出 席 者

大 蔵 省 理 財 局	宮 川 局 長
大 蔵 省 理 財 局	吉 岡 次 長
外 務 省	ト 部 参 事 官
大 蔵 省 理 財 局 外 債 課	金 子 事 務 官
〃 〃	杉 田 事 務 官
外 務 省 ア ジ ア 局 北 東 ア ジ ア 課	杉 山 〃

韓 国 側 出 席 者

弁 護 士	金 潤 根
韓 国 銀 行 参 事	李 相 徳
外 務 部 長 官 諮 問 委 員	鄭 一 永
代 表 部 二 等 書 記 官	金 正 泰

議事要旨

(ウ) ト部参事官より、今日は専門委員会についてその進め方、討議すべき問題点等について話合つてみたいと思う。日本側としては恩給、徴用韓人、有価証券を一応その対象と考えているが、韓国側の考えておられる寄託金の問題もあると思うと述べ、次いで吉岡次長より次のような説明を行なつた。

(イ) 有価証券の問題に関し、韓国側から渡された調書のうち現物のあるものは問題ないが、なかみがもう少し明らかでない日本側としても理論の立てようがないものがある。たとえば朝鮮食糧証券について、日本側はこれは登録債であつたと承知している。また、登録債については、所有者別、入手の経路など日本側としては知る必要があると考えている。

(ロ) 被徴用韓人未収金の問題に関し、韓国側提出の S C A P の書簡の数字に明らかな重

複がある。すなわち、労働省分の集計に錯誤に基づく誤が、また法務省関係、旧海軍関係にも誤があるので、その事情を説明して専門家に納得して貰う必要があると思う。

- (イ) 被徴用者の人数の問題について、韓国側数字の出所となつている雑誌、報告などについてもさらに詳しく知る必要がある。

(この点につき、金代表より、日本側にも数字があると思うから、それを出して貰いたいと希望し、日本側もこれを了承した。)

- (ロ) 有価証券は資料さえ貰えればいいと考えている。恩給については日本側に資料があり、また寄託金関係は特に問題はないように思う。

(2) 金代表は以上の日本側説明を了承した上、
2月末までに一通り、7.8項目まで終る必要
があると考えている旨述べたので、ト部
参事官より、一応終つた後日本側からジ
ネラル・レスポンスを行ない、それに対す
る韓国側の意見を聞き、双方不一致の点を
政治的話し合いに持込むというのが筋道のよ
うに考えると述べた。これに対し、金代表
は、2月末までに政治会談の素地を作つて
おかねばならぬと考えているが、人員のつ
き合わせ、未収金関係などどのくらいで終
ると考えておられるかと尋ねたので、吉岡
次長より、未収金関係は大して問題ないが、
徴用者の人員の関係は相当時間もかかると
述べたところ、金代表は、有価証券の問題
は当方専門家でなくとも資料の提出はでき
ると述べ、徴用関係について徴用と恩給を
一つの専門委員会にすることにしてはどうか
と提案、日本側も出席者の顔ぶれが変る

ことがあるとの了解の下に、これを了承した。

- (3) 金代表より、2月末までに公式委員会を3回開けると思うが、公式会談は都合によつては専門委員会のために割愛してもかまわないと述べたので、卜部参事官より、政治会談が始まつても、これらの会議を止める必要もあるまいと発言したところ、金代表は、政治会談に必要な資料を与えるのがこの会議の役割りである点を指摘した。これに対し、官川局長より、政治会談が何時、どういう形で開かれるかわかつていない現在、その問題をはつきり決める必要もなからうと述べ、結局、名称は専門委員会（後になつて韓国側より徴用者関係等専門委員会とすることの申出があり、日本側これを了承した）とすることとし、公式委員会と専門委員会を週1回ずつ開くことを申合せ、来週の専門委員会は火曜日（13日）午後3時からとすることを決定した。

- (4) 韓国側より、専門委員会には日本側大蔵、

外務のほか関係官庁が参加されると思うが、最初の会合でその構成や進め方などでもめるのが普通であるので、これをできるだけスムーズに進めるため、会議を開く前に予め基礎的な資料を交換しておき、それを頭に入れて会議に臨むようにしたいと希望したので、宮川局長も、できるだけ能率的に会議を進めることは賛成であると述べ、卜部参事官よりは、日本側としては次回の前日までに数字をだすことは不可能かもしれないし、たとえ出せてもその数字は訂正することあるべしとするような数字になるかも知れないが、とにかく、努力してみよう。陸海軍関係は日本側名簿まで整備しているので問題はないと思うと述べた。

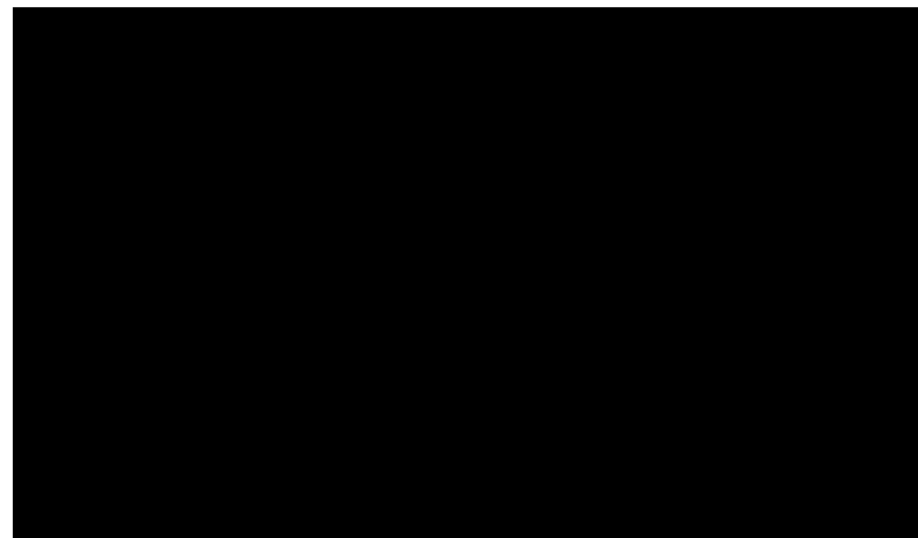
(5) 金代表より、木曜日の公式会議の議題について質問したので、吉岡次長より、要綱上の有価証券の問題から入りたい旨答え、これに関する資料、特に登録国債の所有者等に関するできるだけの資料提出方を願いと述べた。

(6) 李代表より、今日の打合せに関し、1.2 確認しておきたいと述べ、(イ)未収金関係で S C A P 指令に重複がある点は、資料は貰えるのかと問い、日本側もこれを承諾、(ロ)有価証券については、所有者別、登録番号等は当方から資料を差上げる。食糧証券が現物かどうかについても資料を出す、(ハ)徴用者の人数に関しては韓国側でも資料の準備はするが、日本側でも陸海軍関係の資料などいただきたいと述べた。

(7) 次に、韓国側は、前の小委員会では日本側から提出した在外会社等の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額の表に関し、

次のような点を指摘して日本側の説明を求めた。すなわち、朝鮮銀行の場合現金残余分が零となつている点、清算処理の状況、その後身たる

が韓国側所有の株主名簿からみて少なすぎる点、その残余財産は相当多額であつた点、並びに、その他の会社については、第2会社の名称等について、また、この表とは別に朝鮮金融組合連合会の現在の財産についても承知したいと述べた。これに対し、日本側より、一応次のような説明を行なつた。すなわち、鮮銀については



なお、鮮銀以外の会社については、
第2会社の設立されたものについては、その新会社の名称などお知らせできる。また新会社が設立されたもので現金残余のあるのは端株の整理として現金が残ったものである。

これに対し、韓国側は、この問題についてはなお釈然としない点もあるので、別の機会に関係者の出席を願って説明を承りたいと希望し、その機会を木曜日の公式委員会の後と指定したが、日本側では何れ改め

て外務省を通じて連絡することにしたいと
答えた。

また、日本側より、要綱 5 の生命保険関
係について、韓国側から出た会社数、金額
と日本側調査結果との間に開きがある旨指
摘、何れ資料を出すが民間会社の関係でも
あり、時間がかかる旨説明した。
